

情報の除外申請

市町村の法定受託事務である自衛官などの募集事務に関し、本町でも法令に基づき、毎年募集対象者の情報提供を行っています。

対象者のうち、情報提供を希望されないかたは、申請に基づき提供する情報から除外しますので次の要領で申請してください。

問い合わせ先

役場総務課危機管理係
☎(86) 1111「直通」

【除外申請の対象者】

次の両方に該当するかた

- 長島町に住民登録のあるかた（日本国籍を有するかた）のうち、令和7年度中に18歳または22歳になるかた
- ※18歳（平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれ）
- ※22歳（平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれ）
- 自衛官等募集にかかる自衛隊への情報提供を希望しないかた

○受付期間

9月11日（木）～10月31日（金）

詳細は、町ホームページ（次のQRコード）から閲覧できます。



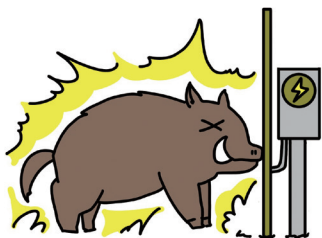
電気柵の整備補助を変更します

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害に対して地域ぐるみで対策を行うために電気柵の整備に対する補助を行っています。

今年度は更なる支援へのニーズに応えるため選択肢を広げ、事業を拡充します。

申請は10月1日（水）から受け付けますので、希望者は見積書やカタログを持参の上、役場農政課へ越してください。

今回の整備補助は9月議会です算が承認された場合に実施し、申請は予算の範囲内で受け付けることになります。



問い合わせ先

役場農政課農政係
☎(86) 1136「直通」

	改正前	改正後
対象者	原則3戸以上の農業者で組織する団体	町内の農業者で10a以上の農地を耕作し下記に該当するかた ・認定農業者、認定新規就農者 ・農業法人 ・出荷実績のある農業者
申請手続	・毎年11月頃に購入希望者を募集し、翌年度に購入します。 ・申請および補助金の受領については鹿児島いずみ農協へ委任します。	①申請書に見積書またはカタログなど電気柵の金額がわかる書類を添えて農政課へ申請 ②内容を審査し交付決定後、申請者が電気柵を購入 ③申請者は領収書を添えて補助金を農政課へ請求 ※認定農業者、新規就農者は年度内に2回まで申請できます ※中古やオークション品、交付決定前に購入したものは補助対象外になります
補助額	鹿児島いずみ農協が販売する電気柵（500mまたは250m）の購入費用の2分の1以内	購入する電気柵の指定はなく 購入経費の2分の1（上限6万円）